## 2．調査結果の要約

「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」（以後，本調査）は，平成18年4月に閣議決定された第三次環境基本計画の着実な実行を確保するための点検の一環として，地方公共団体の環境保全に関する取組の状況等の把握を目的に実施したものである。
平成 21 年度の本調査では，全地方公共団体 1,825 団体（ 47 都道府県， 18 政令指定都市ならびに東京都 23 特別区，1，737市町村）を対象に，平成 22 年 2 月から同年 3 月にかけて調査票を郵送発送•郵送回収するアンケート形式及び，電子メールにおいて電子調査票データを送受信する調査形式で実施した。有効回答数は 1,371 団体であり，回答率は $75.1 \%$ であった。調査結果の概要は以下のと おりである。

## 1．環境施策の基本となる条例及び計画

－環境施策の基本となる条例を既に策定している自治体は，「都道府県」，「政令指定都市」が $100 \%$ ，「市区町村」は $50.9 \%$ にとどまる。「市区町村」は，「策定を検討中」が $9.0 \%$ ，「策定予定なし」は $39.4 \%$ と約 4 割を占める。中でも「人口 1 万人未満」では，「策定予定なし」が $73.7 \%$ と 7 割を超える。
－環境施策の基本となる計画を既に策定している自治体は，「都道府県」，「政令指定都市」が $100 \%$ ，「市区町村」は $46.8 \%$ にとどまる。「市区町村」は，「策定を検討中」が $15.3 \%$ ，「策定予定なし」は $37.1 \%$ と約 4 割を占める。中でも「人口 1 万人未満」では，「策定予定なし」 が $69.7 \%$ と約 7 割である。
－環境施策の基本となる条例及び計画の策定に当たり住民等からの意見を「取り入れた又は取 り入れている」自治体は，「都道府県」が $95.7 \%$ ，「政令指定都市」は $100 \%$ ，「市区町村」は $73.5 \%$ ，全体では $75.2 \%$ である。「市区町村」においては，「取り入れていないが，今後につ いては検討中」が $21.1 \%$ である。
－環境施策の基本となる計画の策定に関連する基本計画を「参考とした又は参考としている」自治体は，「都道府県」が $55.3 \%$ ，「政令指定都市」は $61.1 \%$ ，「市区町村」は $42.7 \%$ ，全体で は $43.7 \%$ である。「参考としていないが，今後については検討中である」自治体は，「都道府県」が $38.8 \%$ ，「政令指定都市」は $38.9 \%$ ，「市区町村」は $48.1 \%$ ，全体では $47.4 \%$ である。
－環境施策の基本となる計画の事業者や住民等への普及•啓発活動を「実施した又は実施して いる」自治体は，「都道府県」が $97.9 \%$ ，「政令指定都市」は $100 \%$ ，「市区町村」は $65.2 \%$ ，全体では $67.7 \%$ である。「市区町村」においては，「実施していないが，今後については検討中である」が $29.7 \%$ である。
－環境施策の基本となる計画に基づく施策の実施状況の点検を「実施した又は実施している」自治体は，「都道府県」が $95.7 \%$ ，「政令指定都市」は $94.4 \%$ ，「市区町村」は $51.8 \%$ ，全体で は $55.0 \%$ である。「市区町村」においては，「実施していないが，今後については検討中であ る」が $42.0 \%$ である。
－環境施策に関する 42 項目の取組について，それぞれの実施状況をみると，全体では，『（16）循環資源の回収及びリサイクル（再生利用）の推進』に取組んでいるとする割合が最も高く，「すべて実施している」が $18.7 \%$ ，「必要な施策は一部実施している」が $59.6 \%$ で，計 $78.3 \%$ の自治体がすべて又は一部実施している。また，『（18）廃棄物の適正な処理の推進』，『（14）廃棄物等のリデュース（発生抑制）』，『（1）地球温暖化対策』，『（15）循環資源のリユース（再使用）の推進』も同様に 7 割台である。「都道府県」が 26 項目，「政令指定都市」は 16 項目 で，すべて又は一部実施している割合が 9 割を超える。「市区町村」では， 9 割を超える関連項目は皆無であり地域差がうかがえる。
－環境施策に関する 42 項目について，それぞれの情報の整備及び提供の取組をみると，全体 では，『（16）循環資源の回収及びリサイクル（再生利用）の推進』に情報の整備及び提供を取組んでいるとする割合が最も高く，「必要な情報の整備及び提供はすべて実施している」 が $25.0 \%$ ，「必要な情報の整備及び提供は一部実施している」が $62.5 \%$ で，計 $87.5 \%$ の自治体 がすべて又は一部実施している。また，『（18）廃棄物の適正な処理の推進』，『（14）廃棄物等のリデュース（発生抑制）』，『（1）地球温暖化対策』，『（15）循環資源のリユース（再使用） の推進』も同様に 8 割台である。「都道府県」が 23 項目，「政令指定都市」は 14 項目で，す べて又は一部実施している割合が 9 割を超える。「市区町村」では， 9 割を超える関連項目 は皆無であり地域差がうかがえる。
－環境施策の実施にあたり，自治体が情報提供を行う際に利用する方法や媒体について全体で は，『広報等への掲載』が $90.0 \%$ で最も高く，次いで，『ホームページへの掲載』の $85.6 \%$ ，『環境セミナー，環境講座，展示会等を通じた提供』の $71.1 \%$ が高い。また，『パンフレッ ト等の作成』（59．4\％），『環境白書等の作成』（55．7\％）等の紙媒体による方法も5割を越える。「都道府県」，「政令指定都市」では，すべての項目で採用率が高く，おおむね 9 割を超える。「市区町村」では，『ホームページへの掲載』（84．3\％），『広報等への掲載』（89．2\％）の 2 項目が比較的割合が高い。
－環境施策推進過程における住民等の意見取入の方法について全体では，『審議会等』が $60.2 \%$ で最も高く，次いで，『アンケート』の $44.8 \%$ ，『意見交換会，説明会，公聴会等』の $40.6 \%$ が高い。「都道府県」，「政令指定都市」は『個別のヒアリング』を実施している割合がそれ ぞれ $78.7 \%$ ， $72.2 \%$ と項目間では比較的割合が低いが，他の方法は，約 9 割からすべての自治体が実施している。
－環境保全に係る取組への参加人数について全体では，『0人』が $28.9 \%$ で最も高く，次いで，『 $1,001 ~ 10,000$ 人』の $28.2 \%$ ，『 10,001 人以上』の $20.5 \%$ が高い。「都道府県」，「政令指定都市」は『 10,001 人以上』が 7 割台で比較的高く，「市区町村」では『 0 人』と『 $1,001 ~ 10,000$人』の割合が 2 割台で比較的高く地域差がうかがえる。『 10,001 人以上』は全体の $20.5 \%$ に対し，「50 万人以上」の人口規模では $70.4 \%$ と高いのが特徴的である。

## 3．事業者との関係

－事業者との連携•協働の取組について全体では，『（14）廃葉物等のリデュース（発生抑制）』 に実施している又は検討を進めているとする割合が最も高く，「連携•協働した施策を実施 している」が $43.2 \%$ ，「連携•協働した施策は実施していないが，実施に向けて事業者と検討を進めている施策がある」が $10.7 \%$ で，計 $53.9 \%$ の自治体が実施又は検討している。また，『（16）循環資源の回収及びリサイクル（再生利用）の推進』も，計 $52.8 \%$ と 5 割台である。「都道府県」で，実施又は検討している割合が最も高かったのは，『（1）地球温暖化対策』 で $97.8 \%$ ，次いで，『（14）廃棄物等のリデュース（発生抑制）』の $93.7 \%$ 『（16）循環資源の回収及びリサイクル（再生利用）の推進』の $89.4 \%$ が高い。「政令指定都市」でも，同様に『（1）地球温暖化対策』（ $100.0 \%$ ），『（16）循環資源の回収及びリサイクル（再生利用）の推進』 $(100.0 \%)$ ，『（14）廃棄物等のリデュース（発生抑制）』（ $94.5 \%$ ）が高い。また，「市区町村」も同様であるが，4割から5割台となっており，地域差がうかがえる。
－事業者との連携•協働を，「連携•協働した施策を実施している」又は「連携•協働した施策は実施していないが，実施に向けて事業者と検討を進めている施策がある」自治体に対し，連携•協働に至った経緯について複数回答を可として訊ねたところ，全体では，『貴団体か らの呼びかけ』は『（15）循環資源のリユース（再使用）の推進』が $86.8 \%$ で最も高く，次 いで，『（18）廃棄物の適正な処理の推進』が $86.1 \%$ で高い。また， 42 項目すべて 7 割から 8割台である。『事業者からの呼びかけ』は，全項目1割台から1割以下である。「都道府県」，
「政令指定都市」，「市区町村」のいずれも，『貴団体からの呼びかけ』は，おおむね 6 割以上である。『事業者からの呼びかけ』は，「都道府県」では，『（34）その他の環境影響評価等 に係る取組』の $37.5 \%$ が比較的高い。「政令指定都市」は，『（25）外来生物等への対策』の $50.0 \%$ が最も高く， 4 割台も 5 項目ある。「市区町村」は， 1 割台から 1 割以下である。

## 4．住民又は住民団体との関係

－住民，住民団体との連携•協働の取組について全体では，『（16）循環資源の回収及びリサイ クル（再生利用）の推進』に実施している又は検討を進めているとする割合が最も高く，「連携•協働した施策を実施している」が $59.3 \%$ 「連携•協働した施策は実施していないが，実施に向けて住民又は住民団体と検討を進めている施策がある」が $9.2 \%$ で，計 $68.5 \%$ の自治体が実施又は検討している。また，『（14）廃棄物等のリデュース（発生抑制）』（65．3\％）『（15）循環資源のリユース（再使用）の推進』（60．7\％）も，計 6 割台である。「都道府県」で，「連携•協働した施策を実施している」が 5 割以上の施策は 12 項目，「政令指定都市」は 20 項目，「市区町村」は 2 項目で，『（14）廃棄物等のリデュース（発生抑制）』，『（16）循環資源 の回収及びリサイクル（再生利用）の推進』が共通である。一方，「都道府県」で「連携•協働した施策を実施しておらず，実施に向けて住民又は住民団体と検討を進めている施策も ない」が 5 割以上の施策は 23 項目，「政令指定都市」は 22 項目，「市区町村」は 29 項目で，検討を進めている施策がない項目の方が多い。
－住民，住民団体との連携•協働を，「連携•協働した施策を実施している」又は「連携•協働した施策は実施していないが，実施に向けて住民又は住民団体と検討を進めている施策が ある」自治体に対し，連携•協働に至った経緯について複数回答を可として訊ねたところ，全体では，『貴団体からの呼びかけ』は『（2）オゾン層保護対策』が $88.5 \%$ で最も高く，次 いで，『（18）廃棄物の適正な処理の推進』が $87.0 \%$ で高い。また， 42 項目のらち 39 項目が 7 割から8割台である。『住民又は住民団体からの呼びかけ』は『（27）自然環境の再生』が $22.9 \%$ で最も高く，次いで，『（6）騒音•振動対策』が $22.3 \%$ で高い。「都道府県」で『貴団体からの呼びかけ』が 8 割以上の施策は 37 項目，「政令指定都市」は 25 項目，「市区町村」 は14項目である。『住民又は住民団体からの呼びかけ』は，「都道府県」，「政令指定都市」 で最も割合が高くて $50.0 \%$ 「市区町村」は $23.1 \%$ にとどまる。

## 5．民間団体（環境NPO等）との関係

－民間団体（環境N P O 等）との連携•協働の取組について全体では，『（41）環境教育•環境学習の推進』に実施している又は検討を進めているとする割合が最も高く，「連携•協働し た施策を実施している」が $31.8 \%$ ，「連連携•協働した施策は実施していないが，実施に向 けて民間団体（環境N P O 等）と検討を進めている施策がある」が $4.2 \%$ で，計 $36.0 \%$ の自治体が実施又は検討しているほか，『（28）里地里山の保全と持続的な利用』（35．1\％），『（27）自然環境の再生』（35．0\％）も同じ程度の割合である。「都道府県」で，「連携•協働した施策 を実施している」が 5 割以上の施策は，18項目あるが，「連携•協働した施策を実施してお らず，実施に向けて民間団体（環境 N P O 等）と検討を進めている施策もない」が 5 割以上 の施策は，22 項目ある。「市区町村」では，すべての施策で検討を進めている施策がない割合が 5 割以上である。
－民間団体（環境 N P O 等）との連携•協働を，「連携•協働した施策を実施している」又は「連携•協働した施策は実施していないが，実施に向けて民間団体（環境N P O 等）と検討 を進めている施策がある」自治体に対し，連携•協働に至った経緯について複数回答を可と して訊ねたところ，全体では，『貴団体からの呼びかけ』は『（33）戦略的環境アセスメント に関する条例•要綱等の策定』が $92.3 \%$ で最も高く，次いで，『（35）調査研究，監視•観測等の充実，適正な技術の振興等」が $90.0 \%$ で高い。「都道府県」で『貴団体からの呼びかけ』 が 8 割以上の施策は 36 項目あるが，「政令指定都市」は，19項目，「市区町村」は，16 項目 であり地域差がうかがえる。
－環境 N P O 等の民間団体の支援•育成について全体では，『（28）里地里山の保全と持続的な利用』に実施している又は検討を進めているとする割合が最も高く，「当該分野に係る取組 を行う民間団体（環境 N P O 等）に対する支援•育成施策を実施している」が $21.8 \%$ ，「当該分野に係る取組を行う民間団体（環境 N P O 等）に対する支援•育成施策は実施していな いが，検討中の支援•育成施策はある」が $6.4 \%$ で，計 $28.2 \%$ の自治体が実施又は検討してい る。「市区町村」で，「当該分野に係る取組を行う民間団体（環境 N P O 等）に対する支援•育成施策を実施している」は，1 割台から1割以下であるが，「都道府県」，「政令指定都市」 の上位は 7 割から 8 割台であり地域差がうかがえる。

## 6．他の地方公共団体との関係

－都道府県，政令市との連携•協働の取組について全体では，『（1）地球温暖化対策』に実施 している又は検討を進めているとする割合が最も高く，「連携•協働した施策を実施してい る」が $70.3 \%$ ，「連携•協働した施策は実施していないが，実施に向けて他の都道府県又は政令市と検討を進めている施策がある」が $4.7 \%$ で，計 $75.0 \%$ の自治体が実施又は検討してい る。「都道府県」で，「連携•協働した施策を実施している」が 5 割以上は， 4 項目，「政令指定都市」は，11 項目である。一方，「連携•協働した施策を実施しておらず，実施に向け て他の都道府県又は政令市と検討を進めている施策もない」が 5 割以上は，「都道府県」が 34 項目，「政令指定都市」は，29項目である。
－市区町村との連携•協働の取組について全体では，『（18）廃葉物の適正な処理の推進』に実施している又は検討を進めているとする割合が最も高く，「連携•協働した施策を実施して いる」が $27.8 \%$ ，「連携•協働した施策は実施していないが，実施に向けて他の市区町村と検討を進めている施策がある」が $5.4 \%$ で，計 $33.2 \%$ の自治体が実施又は検討している。次い で，『（17）循環型社会の形成を図るための施設整備の推進』の計 $31.8 \%$ が高い。「政令指定都市」で，「連携•協働した施策を実施している」が 5 割以上は， 8 項目，「市区町村」は，皆無である。一方，「連携•協働した施策を実施しておらず，実施に向けて他の市区町村と検討を進めている施策もない」が 5 割以上は，「政令指定都市」が 34 項目，「市区町村」は，全項目である。特に上位は，8割から9割台と比較的高い。

